

○離婚届

離婚届

令和元年5月7日届出

小金井市 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	發送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	届 票	住民票	通 知

(1) 氏 名	夫 <small>（よみかた）</small> 甲 野 義 太 郎	妻 甲 野 梅 子
生 年 月 日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日	昭和 〇 年 〇 月 〇 日
住 所	東京都 小金井市 前原町 3丁目 41番地 15号	東京都 小金井市 本町 6丁目 6番地 小平荘 3号
(住民登録をして いるところ)	世帯主 の氏名 甲 野 義 太 郎	世帯主 の氏名 甲 野 梅 子
本 籍	東京都 小金井市 本町 6丁目 6番地	
(外国人のときは 国籍を記入し て下さい)	筆頭者 の氏名 甲 野 義 太 郎	
父 母 の 氏 名 （父 母 の 続 柄 も 記 入 して 下さい）	夫の父 甲 野 幸 雄 続 き 柄 母 甲 野 花 子 長 男	妻の父 乙 野 忠 治 続 き 柄 母 丙 原 春 子 二 女
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 東京都 国分寺市 戸倉1丁目 600番地 筆頭者 乙 野 忠 治	
(5) 未成年の子の名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子 甲 野 啓 太 郎 甲 野 松 子
(6) 同居の期間	平成 17 年 3 月 から 平成 17 年 10 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住	東京都 小金井市 前原町 3丁目 41番地 15号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 （国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください）	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届 出 人	夫 甲 野 義 太 郎 (印)	妻 甲 野 梅 子 (印)
署 名 押 印		
事件簿番号		

夫 妻

(印) (印)

【小金井市役所の
窓口開庁時間】

平日(月～金)
午前8時30分
～午後5時
日曜日 午前9時
～午後1時(休日開庁)

(土・日・月の3連休には、
休日開庁は土曜日)

○上記以外のすべての時間帯
夜間窓口にて届書をお預かり。夜間窓口は、本庁舎（小金井消防署の隣）1階にございます。
翌開庁日に職員が審査し、受理決定した場合、受理日は夜間窓口へ届け出た日になります。

※ご注意 休日開庁および夜間窓口での届出で、翌開庁日に職員が審査し、届出人が出頭して訂正しな
ければならない箇所が見つかった場合は後日、改めて来庁の上訂正していただくことがあります。

連絡先 電話(000) 〇〇〇〇番
自宅・勤務先・呼出携帯 方

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。

筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

本籍地でない市区町村役場に提出するときは、2通または3通提出してください（市区町村役場が相当と認めたときは、1通で足りることもあります。）。また、そのさい戸籍謄本1通もあわせて提出してください。

- そのほかに必要なもの
- 調停離婚のとき—調停調書の謄本
 - 審判離婚のとき—審判書の謄本と確定証明書
 - 和解離婚のとき—和解調書の謄本
 - 認諾離婚のとき—認諾調書の謄本
 - 判決離婚のとき—判決書の謄本と確定証明書

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)													
署 押	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">乙山 孝助 (印)</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">丙川 竹子 (印)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生 年 月 日</td> <td style="text-align: center;">昭和〇年 〇月 〇日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td style="text-align: center;">東京都台東区浅草</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">1丁目 2番地 3号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">本 籍</td> <td style="text-align: center;">東京都千代田区神田</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"></td> <td style="text-align: center;">3丁目 100番</td> </tr> </table>	乙山 孝助 (印)	丙川 竹子 (印)	生 年 月 日	昭和〇年 〇月 〇日	住 所	東京都台東区浅草		1丁目 2番地 3号	本 籍	東京都千代田区神田		3丁目 100番
乙山 孝助 (印)	丙川 竹子 (印)												
生 年 月 日	昭和〇年 〇月 〇日												
住 所	東京都台東区浅草												
	1丁目 2番地 3号												
本 籍	東京都千代田区神田												
	3丁目 100番												
生 年 月 日	昭和〇年 〇月 〇日												
住 所	東京都小平市鈴木町												
	1丁目 5番地 6号												
本 籍	東京都千代田区神田												
	8丁目 10番												

※証人は、20歳以上で、届出人に離婚の意志があることを確認できる方に頼んでください。
(家族、友人等)

◎署名は必ず本人が自署してください。◎本人確認書類をお持ちください。(例 免許証・パスポート・個人番号カード等)

◎印は各自別々の印を押してください。

◎届出人の印をご持参ください。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。
(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めるとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 養育費の分担について取決めをしている。
- まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html) にも掲載されています。